

## 平成 26 年度 建設工事入札制度の改正について

平成 26 年 4 月から、下諏訪町の建設工事における入札制度を次のとおり改正します。  
ご理解とご協力をお願いします。

### 1 低入札価格調査に係る調査・失格基準価格の変更

調査基準価格及び失格基準価格は、次表のとおり項目ごとに算出した金額の合計額で判定します。（ < > は変更前 ）

区分	調査基準価格	失格基準価格
直接工事費	設計金額の 95%	設計金額の 85%
共通仮設費	設計金額の 90%	設計金額の 80%
現場管理費	設計金額の 80%	設計金額の 80%
一般管理費等	設計金額の 55% < 設計金額の 30% >	設計金額の 55% < 設計金額の 30% >
判定方法	上記項目の合計額で判定	上記項目の合計額で判定

（項目ごとの算出金額は 1 円未満切り捨て、合計額は 1 万円未満切り捨て）

調査基準価格が予定価格の 90% を超える場合は予定価格の 90%、予定価格の 70% に満たない場合は予定価格の 70% とします。

失格基準価格が予定価格の 85% を超える場合は予定価格の 85% とします。

### ※消費税率の変更について

平成 26 年 4 月 1 日から消費税率が 5% から 8% に引き上げられます。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の 108 分の 100 に相当する金額を記載してください。